

北陸先端科学技術大学院大学出版会規則

〔平成16年10月19日〕
〔北院大規則第95号〕

（趣旨）

第1条 この規則は、北陸先端科学技術大学院大学附属図書館規則第5条第2項の規定に基づき、出版会に関し必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 出版会は、北陸先端科学技術大学院大学の知的刊行の担い手として学術図書の刊行に関する業務を行い、教育を円滑に推進すること並びに研究の成果を普及し、及びその活用を促進することを目的とする。

（名称）

第3条 出版会の名称は、J A I S T P r e s s と称するものとする。

（業務）

第4条 出版会の業務は、次のとおりとする。

- 一 学術図書の企画、編集及び刊行に関すること。
- 二 学術図書の頒布に関すること。
- 三 その他第2条の目的を達成するための必要な業務に関すること。

（職員）

第5条 出版会に編集長を置き、附属図書館長をもって充てる。

2 出版会に編集長のほか、必要な職員を置くことができる。

（編集委員会）

第6条 出版会に学術図書の企画、編集及び刊行に関する事項を審議するため、編集委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- 一 編集長
- 二 研究科長が指名した教授 3名
- 三 その他編集長が必要と認めた者

3 前項第2号及び第3号の委員の任期は、2年とする。ただし、再任することを妨げない。

4 第2項第2号及び第3号の委員が辞任した場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員会に委員長を置き、第2項第1号の委員をもって充てる。

6 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

7 委員会は、委員の2分の1以上の出席をもって成立する。

8 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

9 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(刊行)

第7条 学術図書の刊行は、委員会の議を経て編集長が決定する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、出版会の運営に関し必要な事項は、附属図書館長が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年10月19日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。